

る ア 活 テ シ 気づいて 介 な 彼ら いま く だ す ð

[1] 岩澤 宏樹

出身:神奈川県 趣味:散歩、テニス、音楽鑑賞

初めまして、岩澤宏樹(いわさわ ひろき)と申します。 散歩が趣味で、出来るだけ外に出て歩いている中で 新しいお店や道を見つけるようにしています。 情報が豊かになった今でも自分の足を動かして自分の 目で確認する事を大事にして、お客様のお役に立てる よう努めてまいります。

どうぞ、よろしくお願い致します。

[2] 廣田 奈穂

出身:神奈川県 趣味:読書、体を動かすこと全般

初めまして、廣田奈穂(ひろたなほ)と申します。 社会人1年目のため分からない事が多くございますが、

様々な事を勉強し、しっかりと身に着け、お客様のご要 望に寄り添いながらサポートできる人になれるように精 進して参ります。

どうぞよろしくお願い致します。

[3] 東村 啓生

出身:東京都 趣味:ボウリング、フットサル

初めまして、東村啓生(ひがしむら ひろき)と申します。 学生時代に簿記を知り、会計業界を志望し新卒で入 社となりました。勉強と実務の差に驚きつつも楽しく業 務に取り組んでいます。

いち早く、お客様のお役に立てるように精進していきた いと思っています。

どうぞよろしくお願い致します。





いつもお読みいただきどうもありがとうござい ます。イデアコンサルティング伊東です。

ゴールデンウィークも明けましたが、まだ先が 見えない状況、皆様方におきましては大変苦労 され、不安を抱えている方も多くいらっしゃる と思います。

世の中の環境が良い時は、特に新しい取組を行 わなくても順風満帆であったかもしれません。

環境が悪い時ほど、差がつくものでございます。

そのためにもこれからの時期は、考えることを

やめず、動けなかった間に沢山インプットしてき たことを、アウトプットしながら成果を出してい くフェーズだと思います。

そんな皆様を国が後押ししてくれる、事業再構 築補助金を筆頭に、各種補助金もございます。

負けないことも大事ですが、是非皆様におきま しては、勝ちに行く努力を、そんな 2021 年の後 半にしていただければと思います。

引き続きサポートさせていただきますので、ど うぞよろしくお願いします。

伊東 大介 いとうだいすけ 45歳 血液型 O型

出 身/神奈川県横浜市

好きな言葉/ピンチはチャンス、チャンスはチャンス 趣 味/仕事・お酒・読書・ダイエット 好きな食べ物/麻婆豆腐・みそラーメン

仕事におけるモットー/スピード・スピード・スピード お客様に一言/お客様の立場にたってサポートします!!

税理士法人 イデアコンサルティング

東京都渋谷区広尾1-3-1 HAGIWARA BLDG.1 3階 URL: http://www.ideaconsulting.jp TEL: 03-5793-4511 FAX: 03-5793-4512

3F HAGIWARA Bldg. 1-3-1, Hiroo, Shibuya-ku, Tokyo, 150-0012, Japan TEL: 03-5793-4511 FAX: 03-5793-4512

税理士法人イデアコンサルティング

•{Contents}•

1 Prologue プロローグ

2 3 Information 税制改正大綱

4 Team Profile 新人紹介

4 Message 代表からのあいさつ

2021

Spring

Vol.23

# Prologue

朝と夜の寒さもなくなり、すっかり春らしく暖かくなりましたね。 2020年度はなんといってもコロナに振り回された1年でした。

4月からは2021年度となりますが、一日も早い新型コロナウィルス 感染症の終息と皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げます。

さて、今回は令和3年度税制改正大綱の中の、【所得拡大促進税制 の見直し】と【押印義務の見直し】について解説していきます。

page 1

# INFORMATION

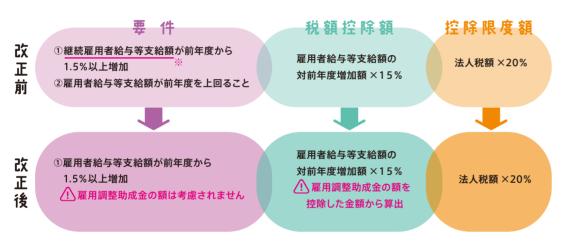
## 所得拡大促進税制の見直し(中小企業者等)

### 所得拡大促進税制とは?

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で、前年度より給与等を増加させた場合、 その増加額の一部を法人税(個人事業主は所得税)から税額控除できる という制度です!

### 制度改正の概要 (中小企業者向け)

今回の改正は雇用を守りつつ賃上げだけでなく雇用を増加させるそんな企業を下支えする観点から改正が行われました。 適用時期は令和3年4月1日から令和5年3月31日までに開始する各事業年度となります。



※…国内雇用者のうち前年度からすべての月で給与等の支給がある一定の従業員(=継続雇用者)の、その支給額

上記の内容以外にも特定の要件を満たすと税額控除額が15%⇒25%で算出となります。 しかし、控除限度額の上限は変わりません。 詳細については弊社担当者にお問い合わせください。

#### 改正のポイント

- 1. 雇用者給与等支給額の増加割合のみのシンプルで分かりやすい要件となった ⇒以前は2年以上の継続している雇用者が基準になっていました!
- 2. 雇用調整助成金の扱いに注意が必要 ⇒要件には影響しないが**税額控除額**には影響があります!



#### 活用するための簡易チェック

- ☑ 青色申告となっているか
- ✓ 従業員への給与・賞与(決算賞与含む)が 前期より上昇しているか(退職金は含まれない)
- ✓ 決算の着地が黒字となる見通しであるか
- ✓ 繰越欠損金が残っていないか



上記の要件を確認して当てはまりそうな場合は早めに税理士に相 談するとスムーズに適用に向けて動いていけるはずです。

で、従業員のモチベーションのアップと節税に所得拡大促進税制 弊社のスタッフが一生懸命サポートさせていただきます!

をうまく活用して会社の成長に繋げていただければと思います。 「所得拡大促進税制」についてもっと詳しく知りたいという方は もしベースアップをしていなくても(決算)賞与も対象になりますの 是非、税理士法人イデアコンサルティングへご相談ください。

# 国税・地方税関係書類における押印義務の見直し

新型コロナウイルスの影響もあり、脱ハンコに向けて政府がいよいよ動き出し始めました。

今回の改正に伴い、国税・地方税関係書類への押印が見直されました。

令和3年4月1日以後に提出する税務関係書類について適用となります。



電子申告の普及で押印する頻度が減っているとはいえ、まだまだ必 要な場面の多いハンコですが、コロナをきっかけとして大きく状況 が変わってきています。

セキュリティや不正防止の観点からすぐに廃止にはならないと推測

されますが、問題が解決できれば生産性の向上や働き方改革につな がっていきます。

時代の流れに遅れないように対応していきたいものですね!

今回は以上となります。最後までお読み頂きありがとうございました。 何か気になること等ございましたらご遠慮なく弊社担当者までご相談頂ければと思います。



